

令和6年度社会福祉一般事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う法人運営及び地域福祉の向上を目的とした事業に対し補助金を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第2条 補助金の額及び補助事業の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助事業の対象となる経費の額と、別表1で定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。
- (2) 補助事業の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に以下の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金調書
- (2) 社協専任職員設置状況調書
- (3) 令和6年度事業計画書及び収支予算書

(補助金の交付方法)

第4条 市長は、補助事業者から提出される補助金請求書により補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは概算払いすることができる。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に以下の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度社会福祉一般事業補助金精算書
- (2) 社協専任職員設置状況報告書
- (3) 令和6年度事業報告書及び収支決算書

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

| | |
|-------|--------------------------------|
| 補助基準額 | 108,550,000円を上限として、市長が定めた額とする。 |
|-------|--------------------------------|

別表2 (第2条関係)

| | |
|--------------|--|
| 補助事業の対象となる事業 | 加古川市社会福祉協議会が行う次の事業を対象とする。 1 法人運営事業 2 ボランティアセンター事業 3 地域見守り事業 4 その他市長が必要と認めるもの |
| 補助の対象経費 | 補助事業の対象となる事業を行うために必要な経費であって、補助金調書により算出した経費とする。 |